

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2019年9月24日～27日 ポルトガル・リスボンにて

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生
公認会計士 高橋宏延

決定事項の概略

No.	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
5	集合・個別サービス	ED 第 67 号「集合・個別サービス及び緊急支援」の公表を承認	最終基準（IPSAS 第 19 号「引当金、偶発資産及び偶発負債」の改訂）を承認	5
6	インフラ資産	改訂版プロジェクト概要書を承認	論点リストを承認	6
7	履行義務のある収益（ED 第 70 号）	<ul style="list-style-type: none"> 公的部門向け履行義務アプローチの検討（履行義務と履行義務以外の義務） 用語定義の検討 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 15 号ベースの開示を要求することを決定 対価の回収可能性が低い場合の取扱いを別途検討 	6
8	履行義務のない収益（ED 第 71 号）	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 23 号の改訂 ED を、「交換／非交換」区分でなく、履行義務の有無により規定することを決定 現在の義務があるが履行義務はない収益取引について検討 	IPSAS 第 23 号の要求事項をすべて引き継ぐことを決定	7
9	移転費用（ED 第 72 号）（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 政府財政統計（GFS）における「移転」概念を踏まえた用語定義の検討 ED の表題を「移転費用」に改訂 	主要論点（目的、公的部門向け履行義務アプローチ、履行義務のない移転費用及び表示）について検討	8
10	リース	論点の継続検討	概念上、公的部門において IFRS 第 16 号と異なる処理をとる（貸手にも使用权モデルを適用する）ことは妥当と判断	9
11	遺産	遺産の「測定」に関する論点を検討	論点の継続検討	11
—	公的部門特有の金融商品	ED 第 69 号「公的部門特有の金融商品：IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正」の公表を承認	今回は議論していない	—
—	公的部門の測定	CP「公的部門の測定」の公表を承認	今回は議論していない	—

（注）IPSAS（International Public Sector Accounting Standards）：国際公会計基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(※1) ED 第 72 号「移転費用」は、6 月会議における「補助金、拠出金及びその他の移転」を改称したものである。

(注意)

本報告記事は、IPSASB の 2019 年 9 月会議アジェンダ・ペーパー (議題文書) のアジェンダ順 (上表「No.」) で構成している。したがって、「会計・監査ジャーナル」2020 年 1 月号の掲載記事と本文の構成は異なる。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<http://www.ipsasb.org/meetings/ipsasb-meeting-25>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。

1. 今回会議の概要 (アジェンダ 1)

(1) 全般的事項

2019 年第 3 回の IPSASB 会議は、2019 年 9 月 24 日から 27 日までの 4 日間にわたり、ポルトガルのリスボンで開催された。今回は 16 名のメンバー (パナマ・韓国ボードメンバーは欠席) に加え、テクニカル・アドバイザー、オブザーバー及び事務局の合計 50 名程度が参加した。

メンバーの出身国は、イギリス、南アフリカ、カナダ (2 名)、オーストラリア、フランス、イタリア、アメリカ、韓国、フィリピン、パナマ、ブラジル、オーストリア、ニュージーランド、スイス、ナイジェリアである。

日本からは、落谷及び高橋が参加した。

今回会議では、ED 第 67 号「集合・個別サービス及び緊急支援」について、当初予定より繰り上げで最終基準 (IPSAS 第 19 号「引当金、偶発資産及び偶発負債」の改訂) を承認した。

次回会議は、2019 年 12 月 10 日から 4 日間にわたりアラブ首長国連邦 (UAE) ・アブダビで開催される予定である。

(2) メンバー交代

今回会議においてボードメンバーの交代 (2020 年 1 月から) が発表された。

- 再任 : 南アフリカ、ナイジェリア
- 同じ国からの新規メンバー : パナマ、ブラジル、米国
- 新規 : スリランカ
- 再任しない (1 期限りで退任) : イタリア

(3) 欧州公会計基準の動向

欧州統計局 (Eurostat) の John Verrinder 氏より、欧州公会計基準 (EPSAS) の最新状況が報告された。前回 (6 月) IPSASB 会議から EPSAS ワーキンググループ会議は開催されていない (次回会議

は11月の予定)。

ワーキンググループでは、個別 IPSAS について、EPSAS 概念フレームワーク、欧州統計基準やその他のルールとの比較を開始する予定である。加盟国各国の最新状況を踏まえ、以前実施した影響度調査を更新する予定もある。

2. 活動報告（アジェンダ2）

議長より、ブラジルにおけるラウンドテーブルの様子が伝えられた。今後、ラウンドテーブルは、10月にマニラ（アジア開発銀行共催）、アジスアベバ（アフリカ連合委員会共催）で開催される予定である。

イタリアボードメンバーの Francesco Capalbo 氏より、9月に開催された IPSASB 研究フォーラムの報告があった。研究フォーラムの議長は、Francesco 氏とテクニカル・アドバイザーの David Watkins 氏が務めた。

ポルトガル財務省の Thiago Melo 氏より、ポルトガルにおける公的部門の改革状況について、報告された。2015年以降、ポルトガルでは IPSAS の採用・適用が法令上の要求事項として定められている。法令改正は中央政府のみならず、地方自治関係法令も改正されている。2019年は約200の政府機関で IPSAS の試行適用（パイロットテスト）を実施している。発生主義の導入に伴い、中央政府では勘定科目体系の見直しをなされ、予算科目体系も併せて見直されたものの、ポルトガルでは引き続き現金主義予算を採用している。IPSAS の原則主義の考え方に、今まで規則主義になじんできた政府職員が対応できるかという点が今後の課題として挙げられた。

3. ガバナンスに関する報告（アジェンダ3）

PIC（Public Interest Committee：公益委員会）は、IFAC 及び IPSASB の監視・助言機関として2015年に設置され、現在、IMF（国際通貨基金）、INTOSAI（最高検査国際組織）、OECD（経済開発協力機構）及び世界銀行グループのメンバーで構成されている。

PIC は、①IPSASB の規約、②IPSASB メンバーの選定及び指名プロセス、③IPSASB の中期計画の策定プロセス及び基準開発プロセスの3分野に対して独立した立場から勧告を行うことにより、IPSASB の基準開発活動が公益に資することを保証している。監視・助言機関という性格上、個別基準の是非には立ち入らない。

今回会議では、共同議長の Jon Blondal 氏（OECD の予算・歳出責任者）から、IPSASB が中期計画（2019年～2023年）の検討過程において、公的部門特有の論点に注力している点を PIC として支持しているとのコメントがあった。Jon 氏はまた、IPSASB メンバー構成におけるジェンダー、地域バランスの改善も支持しているとのことである。

4. 作業計画（アジェンダ4）

(1) 2019年6月会議から今回までの変更

- ED第69号「公的部門特有の金融商品」が6月会議にて公表が承認されたことを踏まえ作業計画を改訂する。
- ED第70号、第71号及び第72号の公表承認は2019年12月会議に延期する。
- 測定プロジェクトの測定原則と他のIPSASの修正はED承認及び最終文書承認タイミングが重なるため、作業計画上一行にまとめる。

(2) 今回会議中の検討事項

特になし。

(3) 各プロジェクトの進捗状況（最終文書の承認予定順）

プロジェクト	CP承認	ED承認	最終文書承認
非交換費用①（集合サービス及び個別サービス）=ED第67号	2017年6月	2018年12月	2019年9月
IPSASの改善	—	2019年6月	2019年12月
公的部門特有の金融商品	2016年6月	2019年6月	2020年9月
公的部門の測定	2019年3月	2020年6月	2021年前半
リース	—	2017年12月	2021年前半
収益（履行義務のある収益、履行義務のない収益（IPSAS第23号改訂））	2017年6月	2019年12月	2021年後半
非交換費用②（補助金及びその他移転）	2017年6月	2019年12月	2021年後半
インフラ資産	—	2020年6月	2021年後半
遺産	2017年3月	2020年6月	2021年後半

(注) 2019年9月会議終了時点。網掛け部分は承認済み。

プロジェクト	新規	公的	概説
公的部門特有の金融商品	○	A	中央銀行等保有の金融商品の会計処理を検討
リース		C	IFRS第16号の公的部門への影響を検討
収益①（履行義務のある収益）		C	IFRS第15号との整合性維持
収益②（履行義務のない収益）		A	IPSAS第23号の改訂
非交換費用①	○	A	集合サービスと個別サービスの区別
非交換費用②（移転費用）	○	A	補助金等の移転
公的部門の測定①	○	B	測定の原則・現行IPSASの修正
インフラ資産	○	A	インフラ資産の認識と測定
遺産	○	A	遺産項目と関係負債の認識と測定を検討
IPSASの改善		B	個別プロジェクト不要な比較的軽微な修正

(見出しの略語)

新規 ○：現行 IPSAS の修正ではない新規のプロジェクト

公的 A：公的部門特有の課題に対応するためのプロジェクト

B：公的部門特有の課題への対応と IFRS との整合性確保の双方が混在するプロジェクト

C：主に IFRS の改訂に伴う IPSAS 基準の改訂を検討するプロジェクト

5. 集合・個別サービス及び緊急支援（アジェンダ5）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

現在 IPSAS が存在しない非交換費用について基準を開発するプロジェクトは、①補助金、拠出金やその他の移転、②集合サービス（防衛、街灯設置等）、③個別サービス※（義務教育等）の3つに分類して検討が進められてきた。

このうち、②及び③について、IPSAS 第 19 号を改訂する ED を検討してきた。

(2) 最終基準化に向けた検討

スタッフの提示した最終基準案を検討した。公開草案当初案では、集合サービス・個別サービスと緊急支援について検討していたが、今回会議における検討で、緊急支援に関する定めをすべて削除することとした。緊急支援に関する定めを削除した主な理由は、①緊急支援の実務が各国でまちまちであり、一律の定義を定めることによる弊害が懸念されたため、②政府の継続的な活動としての緊急支援と、特定の災害に対応する緊急支援の区別は困難であるため、である。緊急支援に関する適用指針（AG）の規定は、構成を見直して結論の根拠に移動させることにした。

その他の決定事項は以下のとおり。

- 集合サービス・個別サービスの定義は、最終基準でも示す。
 - ただし、個別サービスの定義から適格規準に関する定めは削除する。
 - 集合サービスの定義には「財の提供」を含めない（公開草案当初案から変更しない）。
- 集合サービス・個別サービスは現金の移転を含まないことを適用指針において明記する。
- 個別サービスにより財が提供される設例を追加する。
- 集合サービス・個別サービスには継続的に提供される性質があることを結論の根拠に記載する。
- 集合サービスを提供する義務から引当金は生じないが、集合サービスを提供するために必要な交換取引に関しては、引当金が生じる可能性があることに触れる。

(3) ED 第 67 号の基準化（IPSAS 第 19 号改訂）の承認

IPSASB は、出席した 16 名のボードメンバーのうち、15 名の賛成（1 名は棄権（南アフリカボードメンバー）、1 名は反対（ニュージーランドボードメンバー））により基準化を承認した。ニュージーランドボードメンバーは、集合・個別サービスの認識に関する会計処理については同意したが、IPSASB が当該決定に至った経緯を十分に説明できていないとして反対した。

基準の発効日は先行して公表された IPSAS 第 42 号「社会給付」と合わせ、2022 年 1 月 1 日とすることで合意した。

6. インフラ資産（アジェンダ6）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

IPSAS 第 17 号「有形固定資産」を修正し、インフラ資産に関する要求事項を追加し、詳細な指針を提供することを目的とする。2015 年 6 月にプロジェクト概要書を承認し、その後、遺産と同様、測定 CP の公表を待ってプロジェクトの検討を中断していた。前回会議から検討を再開した。

(2) 検討すべき論点と検討方法の合意

前回会議で合意したプロジェクト概要書（スタッフが使用する非公表文書）において取り上げられた論点の分類が適切で、網羅的に挙げられていることを確認した。

また、論点を分析するために、フローチャート（アジェンダ 6.2.2 Appendix）を使用することについても合意した。

(3) スタッフへの指示事項

論点分析フローチャートについて、以下の点を修正する。

- 検討事項 3 「当該論点は、財務諸表利用者により有用な情報を提供する能力を損なうか」を、「当該論点は一般目的財務諸表に関連するか」に改める。
- 検討事項 4 「強制力のない指針を追加することで、関係者が当該論点に対処する手助けになるか」を、「適用の首尾一貫性を向上させるため、追加的な強制力のない指針が必要か」に改める。
- 検討事項 5 「他のプロジェクトに関連するか」を追加する。

修正後フローチャートにより、以下を改めて分析する。

- インフラ資産の底地に関する会計処理
- 複雑なインフラ資産における支配要件の適用方法（例：複数国により管理するダム・トンネル）
- インフラ資産の開示事項（一般目的財務「諸表」として求められる開示はどこまでか、一般目的財務「報告」を参照すればよいか、等）

7. 履行義務のある収益（アジェンダ7）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

CP「収益及び非交換費用に係る会計」（2017 年 6 月公表）によりコメントを公募した。CP 公表以降は、収益認識と非交換費用の大きく 2 つに分けて検討を進めている。

収益プロジェクトは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の規定を踏まえ、公的部門における収益認識基準を検討するプロジェクトと、IPSAS 第 23 号「非交換取引による収益—租税及び移転」を改訂するプロジェクトから構成されている。

IFRS 第 15 号における履行義務アプローチを公的部門にも適用することについて IPSASB メンバーの間では合意が得られている。民間企業向けの IFRS 第 15 号の履行義務アプローチにどのような修正を加える必要があるか、また、修正を行う際に想定される実務上の課題や修正の具体的な方法について前回までの会議において議論してきた。

前回までの会議において、IFRS 第 15 号の公的部門向け修正（用語修正等）についてほぼ合意し

た。

(2) 今回会議での決定事項

前回会議において積み残しとなっていた以下の事項に関して合意した。すなわち、

- IFRS 第 15 号の開示事項をすべて ED 第 70 号に取り込む。
- 重要性に関する規定を追加する。
- 回収可能性が低い取引（IFRS 第 15 号の「契約」の要件を満たさない場合）に関する開示要求事項を定める。
 - 回収可能性が低い取引について、英国公的部門における IFRS の修正を参考にする。

8. 履行義務のない収益（アジェンダ 8）

(1) 決定事項

- IPSAS 第 23 号の強制規定はすべて取り込む。
- 拘束力のある取決めによる資源の流出は、①強制可能な活動を完了すること、②適格な支出が生じること、③取決めを違反したことにより返済すること、全てが該当する。これらのうち、収益を認識するのは、①、②の場合である。
- 収益を認識する「過去の事象」は当事者が拘束力のある取決め関係に入った時点である（拘束力のある取決めに違反した時点ではない。）。
- 資本移転（補助金）は、他の移転と同様に取り扱う。
 - 資本移転に関して他の移転と区別して定義を定めない。
 - 取決めに拘束力があるかどうかにより収益認識方法が定まる。

(2) スタッフへの指示事項

① アジェンダ 8.2.1（ED 草稿）

- 強制的な拠出（compulsory contributions）に関する規定を含める。
 - 社会給付制度に対する拠出（social contributions）は保険アプローチを適用しない場合は IPSAS 第 42 号「社会給付」ではなく、ED 第 71 号の範囲となることを説明する。
- ED 第 70 号から 72 号を横並びで検討し、収益及び費用に関する全般的なアプローチを説明する。検討に当たっては、以下に留意する。
 - 3 本の ED の適用範囲を検討し、「漏れ」がないようにする。
 - 定義、容疑、開示事項、設例について、整合が取れているかを検討する。
- 前回会議で提示した移転に関する図表を再検討する。

② アジェンダ 8.2.5（資本補助金）

- 用語について、資本補助金（grants）ではなく、資本移転（transfer）とする。
- ED 第 71 号と IAS（国際会計基準）第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」との相違を結論の根拠において説明する。当該相違に関して、コメントを求める特別な事項に挙げ、関係者のコメントを要請する。

- 資本補助金は履行義務がない、すなわち、ED 第 70 号の範囲外であることを説明する。
- ③ アジェンダ 8.2.6 (契約に基づかない債権の当初測定)
- 割引に関しては次回会議において改めて検討する。
 - 租税額面、租税費用 (引当金) 及び法定回収可能税額について、財務諸表本表・注記にそれぞれ何をどのように表示するかを検討する。
 - IPSAS 第 41 号「金融商品」との関係について検討する。

9. 移転費用 (アジェンダ 9)

スタッフが、ED 第 72 号「移転費用」の本文案を提示し、主な論点について検討した。

(1) 決定事項

- ① 目的、範囲及び定義
- ED の目的は同意。
 - 独立購入価格、取引の対価、移転提供者による拘束力のある取決めによる資産、移転提供者による拘束力のある取決めによる負債の定義は ED に記載する。
 - 移転提供者・移転受領者の定義については ED 第 71 号「履行義務のない収益」を参照させる。
- ② 認識及び測定 (公的部門向け履行義務アプローチ)
- 請求済未履行の取決めに関する規定は残す。
 - 履行義務の充足に伴う収益の認識方法のうち、インプット法 (※) については、ED70 号ベースの規定を ED72 号にも盛り込むが、資源受領者がインプットをどの程度投入したかを資源提供者が把握できる場合に可能となる旨を記載する。
- ※ インプット法: 収益の認識を、履行義務の充足のための資源受領者の労力又はインプット (消費した資源、費やした労働時間、発生したコスト等) が、当該履行義務の充足のために予想されるインプット合計に占める割合に基づいて行う方法をいう
- ③ 認識及び測定 (履行義務のない移転費用)
- 資源受領者に履行義務を生じさせるのではなく、強制可能な行動を課す場合、資源提供者は、拘束力のある取決めによる資産 (IFRS 第 15 号の契約資産) を認識しない。
 - ED 第 72 号には「その他の資源」の概念は導入しない。
 - 未払税金 (IPSAS 第 39 号「従業員給付」に定める未払税金を除く。) についても規定し、ED 第 71 号の租税収益との関係を説明する。

(2) スタッフへの指示事項

- ① 目的、範囲及び定義
- 適用除外とする取引 (リース等) がすべて列挙されているかを確認する。
 - 移転費用、移転提供者及び移転受領者の定義は引き続き明瞭となるよう検討する。

- 本人・代理人取引、移転提供者が移転受領者の成果物を支配する取引は ED 第 72 号の対象外であることを明示する。
- ② 認識及び測定（公的部門向け履行義務アプローチ）
- 履行義務の充足判定において、移転提供者は、移転受領者が第三者たる受益者に財又はサービスを移転したとき（又は移転するのに応じて）費用を認識する（ED 第 72 号 32 項）。
 - 当該移転は、「第三者たる受益者が移転された財又はサービスに対する支配を獲得したとき（又は獲得に応じて）」とされているが、実務上の評価可能性を考慮し、「移転受領者が財又はサービスの支配を喪失した時点を参照して」を追加する。
- ③ 認識及び測定（履行義務のない移転費用）
- 移転された資産に対する支配喪失時点について、指針を追加する。
 - 予算割当に伴う移転に対する会計処理を ED 第 71 号と整合させる。

10. リース（アジェンダ 10）

(1) プロジェクトの検討経緯

IFRS 第 16 号「リース」では、借手に使用権モデルを採用しているが、貸手には従前のオペレーティング・リース、ファイナンス・リースの区分を残している（リスク・経済価値モデル）。

一方、IPSASB の ED 第 64 号「リース」では、借手にも貸手にも使用権モデルを適用すべきと提案した。ED 第 64 号に寄せられたコメントには、貸手に対する使用権モデルの適用に相当数の反対があったことから、慎重な審議を行うこととし、関係各方面からの意見聴取を実施してきた。

(2) 関係者からのプレゼンテーション

貸手側の処理について①IFRS 第 16 号と同じリスク・経済価値モデルを適用している英国財務省の Sarah Geisman 氏から、②統計報告における課題について Eurostat の John Verrinder 氏から、③民間企業（特に貸手）への IFRS 第 16 号の影響についてマザーズの Isabelle Sapet 氏から、それぞれプレゼンテーションが実施された。

① 英国財務省

- 2018 年 11 月、財務報告マニュアル（英国財務省が策定する中央政府向け公会計マニュアル：FReM）が改訂され、新リース基準の適用を 2020 年 4 月に延期した。予算上の対応（※）と、統計上の論点に対応する必要があったため。
 - なお、デジタル・文化・メディア及びスポーツ省（DCMS）、交通省（DfT）は新リース基準を早期適用している。
 - ※ 英国は発生主義予算を採用しているため、FReM を改訂すると、対応して予算上の処理も変更する必要がある。
- IFRS 第 16 号を FReM に導入する際の主な修正事項
 - 契約概念の拡張（契約行為のない政府間リースをも対象とした）

- コンセSSIONナリーリース (pepper corn leases) の処理 (借手側は IAS 第 20 号に基づき処理することとした)
 - リースの計算利率が決められない場合は財務省が決定
- IFRS 第 16 号の予算への影響
 - 使用権資産は「資本」予算に計上
- 貸手・借手の処理が異なることへの実務上の対応
 - 英国における政府全体財務諸表 (Whole of Governments Accounts) を作成する際、借手と貸手の処理をどのように相殺するかが課題となった。
 - 政府間 (中央政府間、中央・地方自治体間) リースについて、中央財務報告ツールによりタグ付けし、各省において相殺処理することにした。
- 英国公的部門全体としてのリース基準に関する整合性を確保するため、FReM 改訂に際して、財務省と CIPFA/LASAAC (地方自治体向け会計基準設定主体) との間で協働した。

② Eurostat

- SNA (国民経済計算) 2008 上、いわゆるリスク・経済価値モデル (オペレーティング・リース、ファイナンス・リースの区分がある旧リース基準) に近い方法を採用している。
- 統計情報の源泉のうち、民間企業については IFRS 第 16 号を適用した場合、現行 SNA ベースでの情報が取れなくなることが課題。
 - 特に借手について、以前の調査を継続して実施するか、貸手のデータを分解して推定する、又は、SNA の改訂を検討するか、検討しているところである。

③ マザーズ

- IFRS 第 16 号の借手側の会計処理からもわかるように、使用権資産・リース負債が両膨らみになった (純資産に与える影響は割引によるもの程度であり、限定的)。
- 財務諸表利用者に新たに有益な情報が提供されたかは疑問
- 会計基準の改訂に IT システムが追い付いていない。特に、初度適用時には何とか対応できているが、翌期以降の使用に耐え得るか。
- 今後検討すべき論点
 - 使用権資産の償却期間 (リース対象資産の耐用年数との関係)
 - リース資産の除去債務
 - IFRS 第 15 号、第 16 号と IFRIC 第 12 号の関係
 - リース契約とサービス契約 (保守等) の関係

(3) 決定事項

IFRS 第 16 号から乖離すること (ED 第 64 号当初案のとおり、貸手・借手双方に使用権モデルを適用すること) は概念上合理的である。実務面での影響については、今後検討していく必要がある。

(4) スタッフへの指示事項

以下の点をスタッフに指示した。

- IFRS 第 16 号適用時に生じた実務上の論点（借手・貸手両方）について検討し、12 月会議アジェンダで IPSASB への勧告を作成する。
- 「資産」、「負債」及び「支配」の定義について、IPSASB、IASB、米国 FASB（財務会計基準審議会）及び GASB（政府会計基準審議会）のそれぞれを比較検討する。
- 公的部門において貸手・借手の両方に使用権モデルを適用するメリットを検討する。
- 様々なリース形態について詳細に分析する。
- ED 第 70 号（一時点に充足する履行義務又は時の経過により充足する履行義務）に基づき貸手の会計処理を検討する。

11. 遺産（アジェンダ 11）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

本プロジェクトの目的は、遺産に関する会計上の要求事項を開発することである。2017 年 4 月に、コンサルテーション・ペーパー（CP）「公的部門における遺産の財務報告」を公表した。2017 年 12 月会議において CP へのコメントを検討して以来、測定プロジェクトの進捗を待つこととした。6 月会議より検討を再開している。

(2) スタッフへの指示事項

前回に引き続き、主要論点に関して幅広く検討を行った。

- 論点の順序を(2) 遺産の使用、(1) 所有／管理、(4) 減価償却／減損、(3) 事後的な支出の順に変更する。
 - 各論点について、現行 IPSAS 第 17 号「有形固定資産」の指針を洗い出し、当該指針が十分かを検討する。
- 各論点について、遺産特有の論点か否かを明確にする。

以 上